

平成24年度税制改正要望一覧  
(政策評価書作成対象事項)

事前・事後	番号	要望項目名	区分
事前	1	雇用促進税制の拡充	拡
	2	新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長	延
	3	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設	創
	4	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設	創
	5	試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の維持	拡
	6	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延
	7	少額特例により取得した少額資産の固定資産税免除	創
	8	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	延
	9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延
	10	確定給付企業年金の損金算入対象となる掛金の範囲の拡大	創
	11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	延
	12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充	拡
	13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	延
	14	中小企業投資促進税制の適用期限の延長	延
	15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長	延
事後	16	社会保険診療報酬の所得計算の特例	—

区分:「拡」:拡充 「延」:延長 「創」:創設

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用促進税制の拡充 (地方税19)(法人住民税:義)	
2	要望の内容	厳しい経済環境下における雇用の確保のため、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除することとなっているが、この税額控除の額を引き上げる。	
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設	
6	適用又は延長期間	平成24年度から平成25年度までの2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>依然として厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、平成23年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。</p> <p>今般の東日本大震災や急激な円高の影響等による離職者や学卒未就職者等の受け皿となり得る成長企業に対する支援を強化し、これらの離職者等の雇用機会を確保する。あわせて、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅱ)</p> <p>意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する</p> <p>(施策目標1)</p> <p>雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る</p> <p>(施策目標1-2)</p> <p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>雇用促進税制を活用して、雇用拡大を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影</p>

			響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。なお、雇用保険一般被保険者数は、約3万人増加する見込み。
8	有効性等	① 適用数等	16万人
		② 減収額	623億
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 雇用拡大を図ろうとしている事業主のインセンティブが低下し、雇用機会が失われる可能性がある。
《税込減を是認するような効果の有無》 平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。			
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ確な措置である。 そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさらに支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。 一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐことは、地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新築住宅に係る特例措置の延長 (地方税32)(固定資産税:外)	
2	要望の内容	新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、新築中高層耐火建築物である住宅は5年間、2分の1に減額する措置の適用期限を平成26年3月まで延長する。	
3	担当部局	労働基準局	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度 創設 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18、20、22年度 延長	
6	適用又は延長期間	平成26年3月31日までの2年間の適用期限の延長	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者の持家水準の引き上げを図る。  《政策目的の根拠》 勤労者財産形成促進法(昭和46年6月1日法律第92号)第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する 施策目標2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する 2-8 豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 勤労者の持家取得の水準は確実に上がっているところであり、さらに引き上げを図ってまいりたい。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○勤労者の持家状況の推移(総務省「住宅土地・統計調査」) 平成10年 勤労者世帯 56.9% 平成15年 勤労者世帯 58.8% 平成20年 勤労者世帯 60.8%  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 勤労者の持家水準の引き上げを図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することは効果的である。

8	有効性等	① 適用数等	891,561件（現行制度を適用した件数の過去5年の適用実績の平均による。将来も同様の適用があった場合として推計。）																						
		② 減収額	初年度 38,681百万円 平年度 140,367百万円（別紙「減収見込額」を参照のこと）																						
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～21年度） 本特例の新規適用実績（適用件数、軽減額）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>915,388（戸）</td> <td>41,063（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>877,562（戸）</td> <td>39,505（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>913,599（戸）</td> <td>39,949（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>906,788（戸）</td> <td>39,774（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>844,465（戸）</td> <td>38,681（百万円）</td> </tr> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 勤労者の持家取得の水準は確実に上がっているところであり、さらに引き上げを図って参りたい。</p> <p>勤労者の持家状況の推移（総務省「住宅土地・統計調査」）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成10年</td> <td>勤労者世帯</td> <td>56.9%</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>勤労者世帯</td> <td>58.8%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>勤労者世帯</td> <td>60.8%</td> </tr> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置により、勤労者の新築住宅の取得に伴う費用負担が軽減されることから、勤労者の持家取得を促進しており、減税によって得られる効果を期待できる。</p>	平成17年度	915,388（戸）	41,063（百万円）	平成18年度	877,562（戸）	39,505（百万円）	平成19年度	913,599（戸）	39,949（百万円）	平成20年度	906,788（戸）	39,774（百万円）	平成21年度	844,465（戸）	38,681（百万円）	平成10年	勤労者世帯	56.9%	平成15年	勤労者世帯	58.8%	平成20年
平成17年度	915,388（戸）	41,063（百万円）																							
平成18年度	877,562（戸）	39,505（百万円）																							
平成19年度	913,599（戸）	39,949（百万円）																							
平成20年度	906,788（戸）	39,774（百万円）																							
平成21年度	844,465（戸）	38,681（百万円）																							
平成10年	勤労者世帯	56.9%																							
平成15年	勤労者世帯	58.8%																							
平成20年	勤労者世帯	60.8%																							
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。																						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例は一定の質的要件を満たす住宅について、その取得費用等を安定的に支援するものであり、同様の政策目的に係る他の支援措置はない。																						
		③ 地方公共団体が協力する相	—																						

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

減収見込額調書

項目 新築住宅に係る特例措置の延長

延長による減収額	
(初年度ベース)	38,681 (百万円)
(平年度ベース)	140,367 (百万円)

1. 初年度減収額試算

「平成21年度固定資産の価格等の概要調書」(総務省自治税務局固定資産税課)より、平成21年度に新規に対象となった軽減額は

地方税法附則第15条の6第1項・2項による軽減額

	新規軽減対象
第1項	22,788,635
第2項	15,891,985

(単位:千円)

したがって、初年度における

- ①新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第1項) 22,789 (百万円)
- ②中高層新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6条第2項) 15,892 (百万円)

よって、①と②の合計額は 38,681 (百万円)

2. 平年度減収額

経年減点補正率表

	木造	非木造	平均
1年目	0.80	0.956	0.878
2年目	0.75	0.928	0.839
3年目	0.70	0.900	0.800
4年目	0.67	0.877	0.774
5年目	0.64	0.853	0.747

- ①新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第1項)

ここでの経年減点補正率は「平均」のものを用いる。

(単位:百万円)

	経年1	経年2	経年3	合計
新規対象	22,789	21,776	20,764	65,329

ここで、平年度減収額は、3年度分の合計減収額であると考えて、  
65,329 (百万円)

- ②中高層新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第2項)

ここでの経年減点補正率は「非木造」のものを用いる。

(単位:百万円)

	経年1	経年2	経年3	経年4	経年5	合計
新規対象	15,892	15,427	14,961	14,579	14,180	75,038

ここで、平年度減収額は、5年度分の合計減収額であると考えて、  
75,038 (百万円)

よって、①と②の合計額は 140,367 (百万円)

## 適用見込件数

## 項目 新築住宅に係る特例措置の延長

適用件数見込み 891561 件

## 【適用実績】

## 地方税法附則第15条の6第1項

平成17年度	584,705 件
平成18年度	557,852 件
平成19年度	574,178 件
平成20年度	545,775 件
平成21年度	520,024 件

本年の適用件数を、平成17年度～21年度の平均と見込むと、その平均は

$$(584705 + 557852 + 574178 + 545775 + 520024) / 5 = 556507$$

## 地方税法附則第15条の6第2項

平成17年度	330,683 件
平成18年度	319,710 件
平成19年度	339,421 件
平成20年度	361,013 件
平成21年度	324,441 件

本年の適用件数を、平成17年度～21年度の平均と見込むと、その平均は、

$$(330683 + 319710 + 339421 + 361013 + 324441) / 5 = 335054$$

地方税法附則第15条の6第1項及び2項の適用件数見込みは

$$556507 + 335054 = 891561$$



## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置 (国税3)(相続税:外、贈与税:外)</p>
2	要望の内容	<p>持分のある医療法人のうち、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>(1) 移行期間中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件(相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。)を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>(2) 相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存出資者は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)について、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存出資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>(課税判定時期等について)</p> <p>残存出資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存出資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>

3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	3年間(平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法人が医業を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成 18 年に医療法を改正し、平成 19 年 4 月以降は持分のある医療法人の設立を禁止し、持分のない医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付け。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標Ⅳ) 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する (施策大目標 1) 医療サービスを安定的に提供する (施策中目標 1) 地域の医療連携体制を構築する</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する</p> <p>移行検討の定款変更を行い、相続が発生すると見込まれる年間およそ 10 法人について、持分なし医療法人へ移行し、医業を継続することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の 47.3%、診療所を経営する持分あり医療法人の 12.7%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p>

			※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施)以下「アンケート結果」という場合は同じ。
8	有効性等	① 適用数等	アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち約 300 法人が持分のない医療法人への移行を検討し、当該 300 法人のうち、持分のない医療法人への移行期間中に出资者の死亡による相続が発生すると推定される年間およそ 10 法人が本要望措置の適用を受ける見込み。
		② 減収額	平年度 174 百万円 (算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>平成 22 年度における持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数は 49 法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するため、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を進める必要がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出资者の出资持分の放棄が必要。本要望措置においては、出资者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を行った医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している途中において、出资者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p> <p>また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等を行った場合には残存出资者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出资者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときも、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出资者がみなし贈与の課税を納付した場合も、残存出资者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、相続が発生し本要望措置の適用を受け減収につながると推定される法人はおよそ 10 法人であるが、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p> <p>出資者の死亡による相続税の負担が医業継続を阻害する要因となっているため、納税猶予により医業継続を図ることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療提供体制のより安定的な確保に資するため、医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成等を行っているが、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するための補助金はない(重複なし)。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		



## [持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行見込数]

### ○持分あり医療法人のうち移行検討の定款変更行くと見込まれる法人数

- ・減収見込み額試算により、  
持分あり医療法人（一人医師医療法人除く）・・・164 法人  
持分あり医療法人（一人医師医療法人）・・・102 法人 計 266 法人・・・①

### ○出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人数

・加えて、出資額限度法人のみなし贈与の課税の判定時期等の特例により、持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、現段階においては、移行検討の定款変更を行い移行手続きを進めることはできない法人についても、出資額限度法人への移行は進むものと考えられる。

・「持分のある医療法人アンケート集計結果」（平成 21 年 9 月 11 日日本医療法人協会）によると持分あり医療法人のうち（可能であれば）出資額限度法人に移行したい法人の割合は 21 法人／85 法人＝24.7%であり、持分なし医療法人への移行の意向のある持分あり医療法人（移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人を除く）のうち出資額限度法人への移行率を 24.7%と仮定し、移行数を算出すると、

病院経営医療法人  $(2,278 - 164) \times 24.7\% = 522$  法人  
診療所経営医療法人  $(1,828 - 102) \times 24.7\% = 426$  法人 計 948 法人

・これら、出資額限度法人については、出資者の死亡により相続人が持分返還請求権を相続し、出資持分の払戻しを受けた場合に、みなし贈与の課税の問題が発生すると、持分の払戻しを行うまでに、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行い、特例措置の適用を受けると考えられる。従って、出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人は、

病院経営医療法人数 522 法人 × 平均出資者数 5 人 × 死亡率 9.1/1000 ÷ 24 法人  
診療所経営医療法人数 426 法人 × 平均出資者数 3 人 × 死亡率 9.1/1000 ÷ 12 法人  
計 36 法人・・・②

○移行検討の定款変更を行う見込み法人数（①＋②） 266 法人＋36 法人＝302 法人

### ○持分あり医療法人から持分なし医療法人への年間移行数

・移行検討の定款変更を行った法人は、3 年以内に順次持分なし医療法人に移行するとし、毎年 1/3 ずつが移行する仮定いと 302 法人 ÷ 3 = 101 法人

※調査によると、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行期間は、  
1 年以下 77 法人 1 年超 2 年以下 46 法人 2 年超 3 年以下 12 法人 3 年超 8 法人

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除の創設 (国税5)(所得税:外、法人税:義、相続税:外)
2	要望の内容	社会医療法人に対する寄附について、以下の措置を創設する。 ・社会医療法人に寄附をした場合の寄附金を所得から控除する。 ・社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。 ・社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。 (寄附税制関連法律) 所得税(所得税法第78条) 法人税(法人税法第37条) 相続税(租税特別措置法第70条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け (I 基本目標) IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 (施策大目標) 1 医療サービスを安定的に提供する。 (施策中目標) 1 地域の医療連携体制を構築する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 当該措置の結果、社会医療法人に対する寄附金額が増加することにより、社会医療法人の経営基盤が安定し、地域住民に必要な地域医療を継続して提供し続けることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人における年間寄附金収入額。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 社会医療法人が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に真に必要な医療提供体制が確保できる。

8	有効性等	① 適用数等	「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」による寄附受領実績(59法人で年間44,372千円(1法人あたり約75万円))を上回る寄附金収入が見込める。
		② 減収額	▲35百万円(算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 本措置により社会医療法人への寄附が促進され、法人の経営の安定化に資する。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 1法人あたり約75万円の寄附金収入が見込める。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 不採算医療を担う社会医療法人は経営基盤が不安定であり、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。	
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 社会医療法人は法人の財産が個人に帰することがなく、適正な事業運営が確保されている公益性の高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 控除等を伴う寄附(税収減)により、社会医療法人の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域住民に必要不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当であり、寄附金控除措置を講じることが政策として適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		



## 減収見込み算定資料

### 【前提条件】

- 寄附金にかかる試算は、「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」(平成23年4月四病院団体協議会)において、社会医療法人からの回答データ(59法人、直近年度)より算出

法人からの寄附金 20,588,425 円 (14 件) 1 法人あたり 348,956 円  
個人からの寄附金 23,784,000 円 (461 件)

- 個人からの寄付財産額のうち、90.7%が相続財産以外で個人が得た所得を原資とするものとみなす 21,572,088 円 (418 件) 1 件あたり 51,607 円  
○個人からの寄付財産額のうち、9.3%が相続財産で個人が得た所得を原資とするものとみなす 2,211,912 円 (43 件) 1 法人あたり 37,490 円 (平成23年度予算における歳入総額に占める所得税(13.7%)と相続税(1.4%)の比率により算出)

- 寄附をする者の所得税率：33% (課税所得 900 万円超～1,800 万円以下と仮定)  
○寄附をする者の相続税率：10% (相続財産額：1,000 万円以下と仮定)

### ○社会医療法人数

平成22年3月末 85  
平成23年3月末 120  
平成23年6月末 138  
平成24年3月末 155 (見込み※)

※平成22年3月末→平成23年3月末と同数増加すると仮定

### 【減収見込額】

- (1) 社会医療法人に寄附をした法人における寄附金の全額損金算入  
 $348,956 \text{ 円} \times 0.3 \text{ (法人税率)} \times 155 = 16,226,454 \text{ 円}$
- (2) 社会医療法人に寄附をした者の所得からの寄附金の控除  
 $(51,607 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.33 \text{ (所得税率)} \times 418 \div 59 \times 155 = 17,976,820 \text{ 円}$
- (3) 社会医療法人に相続財産を寄附した場合の相続税の非課税  
 $37,490 \text{ 円} \times 0.1 \text{ (相続税率)} \times 155 = 581,095 \text{ 円}$

減収見込額合計 34,784,369 円

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (国税29)(所得税:外、法人税:義)	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型:平成23年度末まで</li> <li>・高水準型:平成23年度末まで</li> <li>・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで)</li> </ul>	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策目標 9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (施策目標 9-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績 (うち、税法上の中小企業分)</li> <li>&lt;本租税特別措置全体&gt;</li> <li>平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度)</li> </ul>

		<p>平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 平成20年度 907事業年度(430事業年度) 平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) 【算出根拠:別紙①】</p> <p>&lt;本租税特別措置全体&gt; 平成22年度見込み 8,727事業年度(5,224事業年度) 平成23年度見込み 6,485事業年度(3,099事業年度) 平成24年度見込み 6,660事業年度(3,180事業年度)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 【算出根拠:別紙②】 平成22年度見込み 1,442事業年度(877事業年度) 平成23年度見込み 887事業年度(439事業年度) 平成24年度見込み 857事業年度(390事業年度)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1" data-bbox="544 1240 1235 1688"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																								
化学	44	3																								
電気機械	19	3																								
窯業	3	0																								
輸送用機械	7	3																								
精密機械	6	1																								
機械	13	3																								
その他	52	14																								
	② 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>&lt;本租税特別措置全体&gt; 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円)</p>																								

<増加型・高水準型>

平成20年度 178億円(14億円)

平成21年度 133億円(6億円)

(出典: 国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)

・将来推計(うち、税法上の中小企業分)

<本租税特別措置全体> 【算出根拠: 別紙①】

平成22年度見込み 3,059億円(248億円)

平成23年度見込み 2,915億円(113億円)

平成24年度見込み 2,591億円(112億円)

<増加型・高水準型> 【算出根拠: 別紙②】

平成22年度見込み 221億円(8億円)

平成23年度見込み 151億円(4億円)

平成24年度見込み 126億円(3億円)

(出典: 平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成15年～平成20年)

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位: %)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乘せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。

なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

＜増加型・高水準型＞

平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果

・減収額:126億円程度(うち中小企業分3億円)

↓(マクロモデルによる計算)

・GDP押し下げ影響:約654億円(うち中小企業分:20億円)

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)          経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)</p> <p>&lt;本租税特別措置全体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)           <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果               <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:1.26倍</li> <li>中小企業:1.59倍</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額           <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:3125億円(2480億円×1.26倍)</li> <li>中小企業:177億円(112億円×1.59倍)</li> </ul> </li> <li>↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)           <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:1兆2719億円</li> <li>中小企業:728億円</li> </ul> </li> </ul> <p>・平成24年度の本租税特別措置全体による減税が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:1兆3447億円</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国においては、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> </ul> </li> <li>・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>・ 平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	・法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年9月

# 別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

## 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型における推計値」及び次ページ「増加型・高水準型における推計値」を合算し本租税特別措置全体の推計値としている】

### 「総額型における推計値」

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

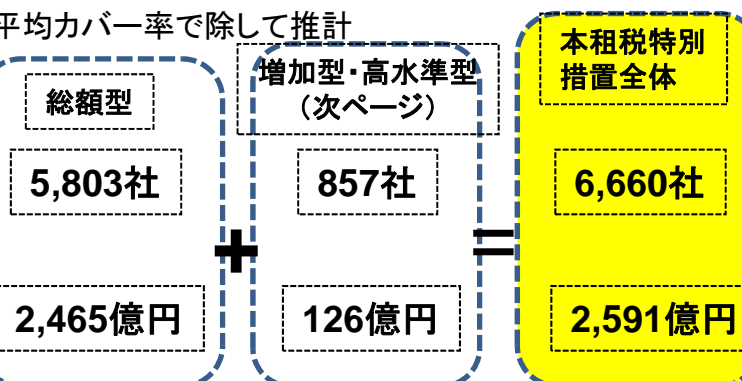
②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	120社	÷ 4.0%	=	3,013社
中小企業	43社	÷ 1.5%	=	2,790社

【適用金額（推計）】

	金額	平均カバー率	=	適用金額（推計）
大企業	626億円	÷ 26.5%	=	2,357億円
中小企業	1.89億円	÷ 1.7%	=	108億円





## 別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）

大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））

中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））

国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果		平均カバー率	=	適用数（推計）	
大企業	24社	÷	5.1%	=	467社	} → 857社
中小企業	8社	÷	2.1%	=	390社	

【適用金額（推計）】

				=		
大企業	60億円	÷	48.8%	=	123億円	} → 126億円
中小企業	5百万円	÷	1.4%	=	3億円	

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (国税30)(所得税:外、法人税:義) (地方税29)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。  【制度概要】 中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額の300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる制度。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(中小企業庁要望経緯) 平成15年度 制度創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円としたうえで、2年間の延長 (平成20年3月迄の適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 衛生検査所等を経営する中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。こうした施策により、衛生検査所の経営安定化が図られ、医療サービスの安定的な提供に資するものと考える。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用のおよそ半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 (施策大目標) 1 医療サービスを安定的に提供する。 (施策中目標) 1 地域の医療連携体制を構築する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 衛生検査所等を経営する中小企業の中でも特に規模の小さい企業において本措置が多く活用されているという点を踏まえ、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては平成24年に

		<p>実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。これらの指標により、中小衛生検査所の経営安定化の達成度合いを測ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合  法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  衛生検査所等を経営する中小企業の中でも、特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。  本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																											
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>各年度における適用企業数及び損金算入金額 (過去5年分)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>222,811 社</td> <td>377,926 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>219,819 社</td> <td>142,403 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>289,794 社</td> <td>222,348 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>321,090 社</td> <td>202,899 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>280,524 社</td> <td>167,325 百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(将来推計)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>288,097 社</td> <td>171,842 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>231,341 社</td> <td>137,989 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>211,676 社</td> <td>126,260 百万円</td> </tr> </table> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p> <p>※算定根拠は別紙参照  本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。  本措置の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人(全中小法人数:1,428,557 社)  黒字中小法人数:387,139 社 (1,428,557 社×27.1%)  本措置を利用した中小法人数:172,885 社(44.7%)  従業員数20名以下 123,751 社(71.6%)  従業員数21名以上 49,134 社(28.4%)</li> </ul>	平成17年度	222,811 社	377,926 百万円	平成18年度	219,819 社	142,403 百万円	平成19年度	289,794 社	222,348 百万円	平成20年度	321,090 社	202,899 百万円	平成21年度	280,524 社	167,325 百万円	(将来推計)			平成22年度	288,097 社	171,842 百万円	平成23年度	231,341 社	137,989 百万円	平成24年度	211,676 社	126,260 百万円
平成17年度	222,811 社	377,926 百万円																											
平成18年度	219,819 社	142,403 百万円																											
平成19年度	289,794 社	222,348 百万円																											
平成20年度	321,090 社	202,899 百万円																											
平成21年度	280,524 社	167,325 百万円																											
(将来推計)																													
平成22年度	288,097 社	171,842 百万円																											
平成23年度	231,341 社	137,989 百万円																											
平成24年度	211,676 社	126,260 百万円																											

		<p>・個人事業主(全個人事業主数:2,221,952社)  本措置を利用した個人事業主数:107,639社(4.8%)  (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)  平成21年度「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1" data-bbox="544 450 1444 683"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>運輸業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
	② 減収額	<p>(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース)</p> <p>平成17年度 480億円  平成18年度 410億円  平成19年度 460億円  平成20年度 520億円  平成21年度 290億円  平成22年度 164億円  (将来推計)(全省庁ベース)  平成23年度 268億円  平成24年度 245億円</p> <p>※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度～23年度は、財務省による試算。</li> <li>平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。</li> </ul>																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <p>○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備  パソコン:37.5%(法人のみ)</p> <p>○本措置を利用したことによる効果  全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%  パソコン導入による事務の効率化:28.2%  パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)  少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。</li> <li>経済波及効果</li> </ul>																								

		<p>本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</p> <p>(出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>※算定根拠は別紙参照</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)</p> <p>○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主</li> <li>従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント)</li> <li>従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント)</li> <li>・法人</li> <li>従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント)</li> <li>従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント)</li> </ul> <p>(出典) 個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。</p> <p>平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。</p> <p>法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。</p> <p>平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%</li> <li>・法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</li> </ul> <p>平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業および個人事業主で、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたいと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為に本措置が引き続き必要である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。</p> <p>(出典)</p>
--	--	---

			<p>平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <p>○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ)</p> <p>○本措置を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。</li> <li>・経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>※算定根拠は別紙参照</p> <p>これらの効果の結果、達成目標である従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比 減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1" data-bbox="566 1467 1404 1765"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>356</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>244</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>179</td> <td>50.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	356	28.5	75.1	22	244	27.6	64.9	24	179	50.0	90.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)																
20	356	28.5	75.1																
22	244	27.6	64.9																
24	179	50.0	90.0																
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は租税</p>																

		特別措置によるべき制度である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。</p> <p>このため、対象設備について、本措置では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額（例えば、機械装置であれば 160 万円）のものとしており、両者は切り分けがなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除（地方税28）（固定資産税：外）
2	要望の内容	・新規要望 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【少額特例：中小企業庁要望経緯】 平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 衛生検査所等を経営する中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。こうした施策により、衛生検査所の経営安定化が図られ、医療サービスの安定的な提供に資するものと考える。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政案集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け （基本目標） IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 （施策大目標） 1 医療サービスを安定的に提供する。 （施策中目標） 1 地域の医療連携体制を構築する。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 固定資産税にかかる本措置は、少額特例と不可分の関係にあり、達成目標は、少額特例の目標と同様である。少額特例の目標は、中小企業の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産



		<p>の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることである</p> <p><b>【目標】</b></p> <p>中小企業の中でも特に規模の小さい企業で少額特例が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。</p> <p>法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合</p> <p>法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>衛生検査所等を経営する中小企業の中でも特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																											
8 有効性等	① 適用数等	<p>各年度における少額特例の適用企業数及び損金算入金額(過去5年分)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>222,811 社</td> <td>377,926 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>219,819 社</td> <td>142,403 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>289,794 社</td> <td>222,348 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>321,090 社</td> <td>202,899 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>280,524 社</td> <td>167,325 百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(将来推計)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>288,097 社</td> <td>171,842 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>231,341 社</td> <td>137,989 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>211,676 社</td> <td>126,260 百万円</td> </tr> </table> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p> <p>※算定根拠は別紙参照</p> <p>少額特例は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。</p> <p>少額特例の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。</p> <p>・法人(全中小法人数:1,428,557 社)</p>	平成17年度	222,811 社	377,926 百万円	平成18年度	219,819 社	142,403 百万円	平成19年度	289,794 社	222,348 百万円	平成20年度	321,090 社	202,899 百万円	平成21年度	280,524 社	167,325 百万円	(将来推計)			平成22年度	288,097 社	171,842 百万円	平成23年度	231,341 社	137,989 百万円	平成24年度	211,676 社	126,260 百万円
平成17年度	222,811 社	377,926 百万円																											
平成18年度	219,819 社	142,403 百万円																											
平成19年度	289,794 社	222,348 百万円																											
平成20年度	321,090 社	202,899 百万円																											
平成21年度	280,524 社	167,325 百万円																											
(将来推計)																													
平成22年度	288,097 社	171,842 百万円																											
平成23年度	231,341 社	137,989 百万円																											
平成24年度	211,676 社	126,260 百万円																											

		<p>黒字中小法人数：387,139社（1,428,557社×27.1%）          少額特例を利用した中小法人数：172,885社（44.7%）              従業員数20名以下 123,751社（71.6%）              従業員数21名以上 49,134社（28.4%）          ・個人事業主（全個人事業主数：2,221,952社）          少額特例を利用した個人事業主数：107,639社（4.8%）          （出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）          平成21年度「会社標本調査」（国税庁）</p> <p>また、すべての業種が少額特例の適用対象となっており、利用状況（平成22年中小企業実態調査）を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1" data-bbox="544 600 1445 833"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>運輸業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合（%）	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合（%）	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合（%）	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合（%）	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
	② 減収額	<p>（将来推計）          平成23年度 ▲54億円          平成24年度 ▲49億円          （出典：経済産業省試算）          ※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度は別紙参照。</li> <li>平成24年度は、平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の伸び率（平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値）を掛けて算出。</li> </ul>																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年4月～平成26年3月）          少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備              パソコン：37.5%（法人のみ）</li> <li>○少額特例を利用したことによる効果（法人のみ）              全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0%              パソコン導入による事務の効率化：28.2%              パソコン導入による経理事務の効率化：18.3%</li> </ul> <p>本措置を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回帰分析による定量分析（労働生産性と少額特例利用額の関係）              少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高（労働生産性）が0.17%増加する。</li> <li>・経済波及効果              本措置により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）</p>																								

平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)

※算定根拠は別紙参照

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)

○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時)

・個人事業主

従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント)

従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント)

・法人

従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント)

従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント)

(出典)

個人事業主:平成20年、22年「個人企業経済調査」(総務省)

法人:平成20年、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出

個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。

平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。

法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。

平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

・個人事業主

従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%

・法人

従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%

平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、少額特例を利用した企業および個人事業主で、今後も少額特例を利用して設備等の購入をしたいと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても少額特例を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為には少額特例が引き続き必要である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)

少額特例が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。

尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。

(出典)

平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)

		<p>平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>固定資産税にかかる本措置については、現在国税と固定資産税において少額償却資産の上限額がことなることにより、償却資産管理、記帳、帳簿保存等の事務負担が発生している状況。リーマンショック以降の不景気及び震災による直接的・間接的な影響により、中小企業の事務効率向上意欲が相対的に高まっている状況であり、本措置が認められない場合には、さらに中小企業の活性化の足枷となることが予想される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <p>少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <p>○ 直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備  パソコン:37.5%(法人のみ)</p> <p>○ 少額特例を利用したことによる効果(法人のみ)  全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%  パソコン導入による事務の効率化:28.2%  パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>少額特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)  少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。</li> <li>・ 経済波及効果  少額特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)  平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>※算定根拠は別紙参照</p>
<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>固定資産税にかかる本措置は、相対的に経理面の人員が少数であり、事務の効率化を志向する中小企業の実情を踏まえると、少額特例で取得した資産を固定資産税の課税客体から除外することにより、より一層の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図ることが可能であり、中小企業の実態に即した効果が得られることから、施策として妥当である。</p> <p>他の支援措置との関係は無い。</p> <p>現在、本措置により、国税における少額減価償却資産の上限額は30万円であるが、固定資産税における少額償却資産の取扱は上限額20万円となっており、上限額に差異が生じている状況。地域活性化を担う中小企業者の事務負担を軽減し、設備投資の維持・推進を考えた場合、固定資産税における本措置について協力することに相当性が認められる。</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月
----	--------------------	---------

## ○平成23年度減収見込額試算（固定資産税）

——基本式——

少額特例損金算入企業数（注1）×納税義務者割合（注2）×少額特例平均損金算入額（注3）×残存簿価割合（注4）×税率（注5）

（注1）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の各年度実績値

（注2）「固定資産の価格等の概要調査」（総務省）における免税点以上の納税義務者割合

（注3）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の各年実績値より算出

（注4）定率法償却率0.5の各年における残存簿価割合。

（注5）1.4%

——仮定——

- ・耐用年数5年（定率法償却率0.5）。
- ・平成18年度以前取得の少額償却資産は残存簿価5%部分が課税標準となる（残存簿価割合5%）。
- ・平成22年度から平成24年度の少額特例損金算入企業数および少額特例平均損金算入額及び平成24年度減収額は、平成21年度の実績値に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の伸び率を掛けて算出。

（1）平成15年度

<法人>

$144,509 \text{ 社} \times 40.8\% \times 2,594 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 107 \text{ 百万円}$

<個人>

$55,966 \text{ 社} \times 18.3\% \times 2,547 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 18 \text{ 百万円}$

<合計>

$107 \text{ 百万円} + 18 \text{ 百万円} = 125 \text{ 百万円}$

（2）平成16年度

<法人>

$171,664 \text{ 社} \times 40.8\% \times 2,565 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 125 \text{ 百万円}$

<個人>

$92,731 \text{ 社} \times 18.3\% \times 2,599 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 30 \text{ 百万円}$

<合計>

$125 \text{ 百万円} + 30 \text{ 百万円} = 155 \text{ 百万円}$

（3）平成17年度

<法人>

174,743 社×40. 8%×2,543 千円×5/100×1. 4%=126 百万円  
<個人>

48,068 社×18. 3%×2,420 千円×5/100×1. 4%=14 百万円  
<合計>

126 百万円+14 百万円=140 百万円

(4) 平成18年度

<法人>

164,978 社×41. 1%×2,339 千円×5/100×1. 4%=111 百万円  
<個人>

54,841 社×19. 1%×2,533 千円×5/100×1. 4%=18 百万円  
<合計>

111 百万円+18 百万円=129 百万円

(5) 平成19年度

<法人>

202,683 社×41. 0%×2,472 千円×0.0625×1. 4%=179 百万円  
<個人>

87,111 社×19. 4%×2,747 千円×0.0625×1. 4%=40 百万円  
<合計>

179 百万円+40 百万円=219 百万円

(6) 平成20年度

<法人>

193,704 社×40. 5%×2,416 千円×0.125×1. 4%=331 百万円  
<個人>

127,386 社×19. 4%×2,367 千円×0.125×1. 4%=102 百万円  
<合計>

331 百万円+102 百万円=433 百万円

(7) 平成21年度

<法人>

172,885 社×40. 2%×2,374 千円×0.25×1. 4%=577 百万円  
<個人>

107,639 社×19. 6%×2,231 千円×0.25×1. 4%=164 百万円  
<合計>

577 百万円+164 百万円=741 百万円

(8) 平成 22 年度

<法人>

$172,885 \text{ 社} \times 1.027 \times 39.0\% \times 2,374 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.5 \times 1.4\% = 1,181 \text{ 百万円}$

<個人>

$107,639 \text{ 社} \times 1.027 \times 19.6\% \times 2,231 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.5 \times 1.4\% = 347 \text{ 百万円}$

<合計>

1,181 百万円+347 百万円=1,528 百万円

(9) 平成 23 年度

<法人>

$172,885 \text{ 社} \times 1.027 \times 0.803 \times 39.0\% \times 2,374 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.803 \times 1.4\% = 1,524 \text{ 百万円}$

<個人>

$107,639 \text{ 社} \times 1.027 \times 0.803 \times 19.6\% \times 2,231 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.803 \times 1.4\% = 448 \text{ 百万円}$

<合計>

1,524 百万円+448 百万円=1,972 百万円

(10) 合計

<法人>

107 百万円+125 百万円+126 百万円+111 百万円+179 百万円+331 百万円+577 百万円  
+1,181 百万円+1,524 百万円=4,261 百万円

<個人>

18 百万円+30 百万円+14 百万円+18 百万円+40 百万円+102 百万円+164 百万円+347  
百万円+448 百万円=1,181 百万円

<合計>

4,261 百万円+1,181 百万円=5,442 百万円

○平成 24 年度減収見込額 (固定資産税)

5,442 百万円×0.915=4,979 百万円





○少額特例利用企業数

平成21年度（実績）法人：172,885社（注1）

個人：107,639社（注1）

合計：280,524社

平成22年度（推計値） 法人：172,885社×1.027（注2）=177,552社

個人：107,885社×1.027（注2）=110,545社

合計：288,097社

平成23年度（推計値） 法人：177,552社×0.803（注3）=142,574社

個人：110,545社×0.803（注3）=88,767社

合計：231,341社

平成24年度（推計値） 法人：142,574社×0.915（注4）=130,455社

個人：88,767社×0.915（注4）=81,221社

合計：211,676社

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度（実績）法人：114,248百万円（注1）

個人：53,077百万円（注1）

合計：167,325百万円

平成22年度（推計値） 法人：114,248×1.027（注2）=117,332百万円

個人：53,077×1.027（注2）=54,510百万円

合計：171,842百万円

平成23年度（推計値） 法人：117,332×0.803（注3）=94,218百万円

個人：54,510×0.803（注3）=43,771百万円

合計：137,989百万円

平成24年度（推計値） 法人：94,218×0.915（注4）=86,209百万円

個人：43,771×0.915（注4）=40,051百万円

合計：126,260百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

- (注1) 少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額  
H22年中小企業実態基本調査(中小企業庁)における平成21年度実績額
- (注2) 設備投資伸び率(平成22年度分)  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(実績値): +2.7%
- (注3) 設備投資伸び率(平成23年度)  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(計画値): ▲19.7%
- (注4) 設備投資伸び率(平成24年度)  
(注2)及び(注3)の単純平均値で推移するものと仮定。  
 $(2.7\% \triangle 19.7\%) \div 2 = \triangle 8.5\%$   
平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準(▲8.5%)で推移するものと仮定。

＜少額特例＞税収減を是認するような効果

## 1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係（法人のみ）

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が0.17%増加する。

（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^* + 0.17LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^* + 0.41 \text{ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ダミー運輸業} + 1.19 \text{ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）より分析

（備考）\*：5%有意水準、\*\*：10%有意水準、補正 $R^2=0.30$

## 2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性（一人当付加価値額）を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上高の割合26.5%（従業員数は変化しないものとして算定）

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）、平成22年度「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）より分析

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 (国税 26) (所得税：外 法人税：義) (地方税 27) (個人住民税：外 法人住民税：義)
2	要望の内容	適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成 14 年 4 月 1 日）に伴い、10 年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。 現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。 このため、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を促進することで、適格退職年金の加入者等の権利を保護しつつ、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 また、適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時の税優遇を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。
	① 政策目的及びその根拠	《政策目的の根拠》 確定拠出企業年金法 附 則 (適格退職年金契約の円滑な移行) 第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。
	② 政策体系における政策目的の位置付	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る

		け	<p>施策中目標 3 企業年金等の健全な育成を図ること          施策中目標 4 企業年金等の適正な運営を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          ・事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避(適用者数)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行ができない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。          適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については、廃止期限後も税の優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保を図ることができる。</p>
8 有効性等	① 適用数等		<p>当該要望が実現した場合、上記受給者すべてが税制優遇措置の対象となり、不利益は回避される。</p> <p>《適用者数》          平成 23 年6月末:172 件(762 人)          平成 24 年: 143 件(632 人) (推計)          平成 25 年: 130 件(575 人) (推計)          平成 26 年: 116 件(515 人) (推計)</p> <p>※平成 27 年以降の適用者数については、別添のとおり。          ※平成 23 年6月末時点の適用者数に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。          ※残存率計算方法          ○確定年金          支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。          (例:10 年確定年金…年金受給開始から 10 年後に支払終了として計算)          ○保証期間付終身年金          各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。          ○保証期間付有期年金          残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。          ○保証期間付XX年年金等          各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存XX年を比較して短い方を支払終了年月として計算。          ※平均余命を用いる際の年齢は、H23 年 6 月末時点の年齢(男性を前提)を使用。          ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年</p>

		数表を使用。
	② 減収額	<p>《減収見込み額》</p> <p>平成23年度6月末時点：65百万円(国税：39百万円、地方税：26百万円)  平成24年度：54百万円(国税：32百万円、地方税：22百万円)  平成25年度：49百万円(国税：29百万円、地方税：20百万円)  平成26年度：44百万円(国税：26百万円、地方税：18百万円)  平成27年度：39百万円(国税：23百万円、地方税：16百万円)</p> <p>※平成28年度以降の減収見込み額については、別添のとおり。  ※平成23年6月末時点の減収見込み額に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。</p> <p>《算出方法》</p> <p>○運用時  廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込み額を算出。  資産額 × 1% × 残存率 = 減収見込み額(国税)  資産額 × 0.173% × 残存率 = 減収見込み額(地方税)  ※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2,821百万円。(平成24年度6月末時点)  ※運用時において、特別法人税(国税：1%、地方税：0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>○給付時  廃止期限後において、公的年金等控除の対象とならない場合(要望が実現しない場合)と公的年金等控除の対象となる場合(要望が実現した場合)を比較し、減収見込み額を算出。  ※対象者はすべて65歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定。  ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金年額は65万2,908円とする。(平成23年5月末の平均年金月額：5万4,409円(「厚生年金保険・国民年金事業状況」より))。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)</p> <p>適格退職年金は、廃止決定の当初(平成14年3月末)には約74,000件(加入者：約917万人、受給者：約51万人)であったが、平成22年度末現在では約11,000件(加入者：約126万人、受給者：約14万人)まで減少し、残った契約のうち約9割が今後の方針を決めており、これまでに99%が移行等を完了又は今後の方針を決定しており、平成23年度末にその期限を迎える。</p> <p>廃止期限まで残り1年を切った中、廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進することができる。</p>

			<p>また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行が不可能である適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇がなくなることで年金受給額が減少することとなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者全てを、廃止期限後も廃止期限前と同じ税の優遇措置を継続することで不利益を回避し、受給者の老後生活を安定させることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p> <p>適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p> <p>住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



## 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金について

暦年	残存率 (単位: %)	適用件数	適用者数 (単位: 人)	減収見込み額(単位: 百万円)		
				計	国税	地方税
平成 23 年(6 月末時点)	100	172	762	64.9	38.6	26.3
平成 23 年(6/30-12/31)	94.0	162	717	61.0	36.3	24.8
平成 24 年	82.9	143	632	53.8	32.0	21.8
平成 25 年	75.4	130	575	48.9	29.1	19.9
平成 26 年	67.6	116	515	43.9	26.1	17.8
平成 27 年	59.4	102	453	38.6	22.9	15.6
平成 28 年	52.5	90	400	34.1	20.3	13.8
平成 29 年	43.3	74	330	28.1	16.7	11.4
平成 30 年	34.1	59	260	22.2	13.2	9.0
平成 31 年	24.3	42	185	15.8	9.4	6.4
平成 32 年	20.6	35	157	13.4	8.0	5.4
平成 33 年	15.5	27	118	10.0	6.0	4.1
平成 34 年	13.6	23	104	8.8	5.3	3.6
平成 35 年	8.9	15	68	5.8	3.4	2.3
平成 36 年	7.0	12	53	4.6	2.7	1.8
平成 37 年	5.0	9	38	3.3	1.9	1.3
平成 38 年	4.6	8	35	3.0	1.8	1.2
平成 39 年	3.7	6	28	2.4	1.4	1.0
平成 40 年	1.1	2	8	0.7	0.4	0.3
平成 41 年	0.7	1	5	0.4	0.3	0.2
平成 42 年	0.5	1	4	0.3	0.2	0.1
平成 43 年	0.1	0	1	0.1	0.1	0.0
平成 44 年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※暦年は、注釈のない限り 1 月から 12 月の統計。

※平成 23 年 6 月末時点の適用件数等に残存率（生命保険協会推定）を乗じ算出。

※年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。

※残存率計算方法

○確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

（例：10 年確定年金…年金受給開始から 10 年後に支払終了として計算）

○保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付有期年金

残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付××年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※平均余命を用いる際の年齢は、平成 23 年 6 月末時点の年齢（男性を前提）を使用。

※平均余命は、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）別表 余命年数表を使用。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税18)(法人税:義)
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成25年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成23年度)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5</p> <p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等について、共同利用施設数の増加を通じて経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じる必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実施等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断DI(▲52.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成23年1-3月期)は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、震災によるマインドの萎縮、規制緩和や資材価格高騰を背景とした国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。</p> <p>このため、零細な事業者の設備投資(共同利用施設取得)に係る負担を軽減し、生活衛生関係業者の経営基盤の強化を図るため、引き続き本制度を措置する必要がある。</p>								
8 有効性等	① 適用数等	<p>(対象施設数)</p> <table border="1"> <tr> <td>20年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があるとともに、東日本大震災の発生を受けて、復旧等の必要が高まりや、被災していない地域にあっても、耐震改修等への意識が高まっており、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。</p>	20年度	0	21年度	0	22年度	2		
20年度	0									
21年度	0									
22年度	2									
	② 減収額	<p>(減収額)</p> <table border="1"> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>0.2百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度(推計)</td> <td>1.9百万円</td> </tr> <tr> <td>24年度(推計)</td> <td>6.0百万円</td> </tr> </table> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>	21年度	0	22年度	0.2百万円	23年度(推計)	1.9百万円	24年度(推計)	6.0百万円
21年度	0									
22年度	0.2百万円									
23年度(推計)	1.9百万円									
24年度(推計)	6.0百万円									

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資（共同利用施設取得）意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、震災復興について、「絆」（支え合い）で危機を乗り切る観点から、クリーニング業において被災業者が共同で洗濯物の処理を行うクリーニング所の設置や理容業・美容業において共同の理容室・美容室の設置、麺類飲食業において共同の営業施設を設置し、被災者支援をする取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。</p> <p>また、震災復興について、「絆」（支え合い）で危機を乗り切る観点から、クリーニング業において被災業者が共同で洗濯物の処理を行うクリーニング所の設置や理容業・美容業において共同の理容室・美容室の設置、麺類飲食業において共同の営業施設を設置し、被災者支援をする取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資（共同利用施設の取得）が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化（税収の増大）に寄与。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>生衛業は国民生活と極めて密着し（全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%）、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が</p>

		<p>脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。</p> <p>共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことは妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書(平成23年7月28日とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 東日本大震災を踏まえ、クリーニング業、理容業、美容業、飲食店(めん類)などで組合が主導して事業を実施する計画も進んでいること、節電行動の徹底の観点から、節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入が求められていることなど、これら新しい必要性にも対応できる特別償却制度とすることが必要なこと</p> <p>(2) 生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていること、営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑み、中小零細事業者対策という視点が重要であるとされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成24年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成23年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成23年8月2日答申)』において、節電つながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大 (国税12)(法人税:義) (地方税12)(法人住民税:義 事業税:義)
2	要望の内容	確定給付企業年金を実施している事業主について、損金算入可能な掛金の範囲に、翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金(特例掛金)を追加する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成24年4月以降
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>運用環境の変動が激しく、迅速な財政安定化に向けた対応が企業年金存続のためにも必要であるが、確定給付企業年金において現在認められている掛金だけでは迅速な対応が難しく、翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金(特例掛金)の導入により、より迅速な掛金の対応が可能となる。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>確定給付企業年金法 (掛金)</p> <p>第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。</p> <p>2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。</p> <p>3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 加入者のうち特定の者につき、不当に差別的なものであってはならないこと。</p> <p>二 定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであること。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る</p> <p>施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策中目標4 企業年金等の適正な運営を図ること</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算時の特例掛金の対象となる基金型確定給付企業年金基金数</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>《基金数》</p> <p>平成23年度9月1日現在:611基金</p> <p>平成24年度末: 611基金(推計)</p> <p>平成25年度末: 611基金(推計)</p> <p>平成26年度末: 611基金(推計)</p> <p>平成27年度末: 611基金(推計)</p> <p>※平成18年度末～平成22年度末時点の基金数はほぼ横ばいで平均して611基金となっており、この傾向が維持されるとして推計。</p> <p>平成18年度末: 605基金</p> <p>平成19年度末: 619基金</p> <p>平成20年度末: 611基金</p> <p>平成21年度末: 610基金</p> <p>平成22年度末: 613基金</p>
		② 減収額	<p>《減収見込み額》</p> <p>平成24年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>平成25年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>平成26年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>平成27年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>なお、年度毎の減収見込み額に関しては、積立不足額は各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。</p> <p>《算出方法》</p> <p>厚生年金基金の特例掛金拠出実績(平成21年度)を基に、3%の基金が予算上見込む当年度不足金の額について特例掛金として拠出するとし、法人税率30%、法人住民税率17.3%、事業税率5%として減収見込み額を算出。(事業税について損金算入しないとする。)</p> <p>当年度不足金額 × 0.3 × 適用基金数 = 減収見込み額(国税)</p> <p>当年度不足金額 × (0.3 × 0.173 + 0.05) × 適用基金数 = 減収見込み額(地方税)</p> <p>※当年度不足金額:掛金収入を上限として平成18年度～平成21年度の基金当たり当年度不足金額の平均額を用いる。</p> <p>&lt;1基金当たり当年度不足金額&gt;</p> <p>平成18年度: 4百万円</p> <p>平成19年度: 280百万円</p> <p>平成20年度: 263百万円</p> <p>平成21年度: △354百万円</p>

			<p>平均額: <u>48百万円</u></p> <p>※適用基金数=611×3%=<u>18基金</u></p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>確定給付企業年金において積立不足が生じた場合は掛金を追加拠出する必要があるが、今回の措置により、積立不足に対してより迅速な掛金対応を可能とするものであり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>確定給付企業年金において積立不足が生じた場合は掛金を追加拠出する必要があるが、今回の措置により、積立不足に対してより迅速な掛金対応を可能とするものであり、確定給付企業年金の財政安定化を図ることにより、住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—





## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税19)(所得税:外、法人税:義)
2	要望の内容	クリーニング事業者による活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得に係る特別償却制度の適用期限を、平成25年度末まで2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。  《政策目的の根拠》 大気汚染防止法附則第9条、大気汚染防止法施行令附則第3項、水質汚濁防止法施行令第2条、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条の2
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境保全の防止のため、全てのドライクリーニング機における活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機導入台数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p>									
8	有効性等	① 適用数等	<p>○活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(取得台数)</th> <th>(設備取得合計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>95</td> <td>148,485 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>54</td> <td>84,402 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※取得台数は 日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会クリーニング機械出荷統計による ※設備取得合計額は日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会クリーニング機械出荷統計より推計</p>		(取得台数)	(設備取得合計額)	平成 21 年度	95	148,485 万円	平成 22 年度	54	84,402 万円
			(取得台数)	(設備取得合計額)								
		平成 21 年度	95	148,485 万円								
平成 22 年度	54	84,402 万円										
② 減収額	<p>(減収額)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>23 年度(推計)</td> <td>608 万円</td> </tr> <tr> <td>24 年度(推計)</td> <td>608 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会機械出荷統計により推計 ※平成 23 年度税制改正において対象設備を大きく見直したため、23 年度以降の減収額を記載</p>	23 年度(推計)	608 万円	24 年度(推計)	608 万円							
23 年度(推計)	608 万円											
24 年度(推計)	608 万円											
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。</p>											

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見逃ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月
----	--------------------	---------

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税 20)(固定資産税:外)
2	要望の内容	<p>公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(固定資産税の課税標準を1/3に軽減)について、対象設備を下記の内容に見直した上で、その適用期限を2年延長する。</p> <p>[対象設備]</p> <p>(1) テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>(2) フッ素溶剤(※)に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>※ 1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成9年度 創設</p> <p>平成10,12,14年度 延長</p> <p>平成16年度 延長(活性炭吸着式処理装置の特例措置が「6分の1に減額」から「3分の1に減額」に変更)</p> <p>平成18年度 延長(地下水浄化施設の特例措置が「3分の1に減額」から「2分の1に減額」に変更)</p> <p>平成20年度 延長</p> <p>平成22年度 延長(地下水浄化施設の特例措置は廃止)</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度~平成25年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレン溶剤やフッ素系溶剤が使用されているが、これら溶剤は健康被害や環境汚染など外部不経済を引き起こすため、本政策税制により、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 大気汚染防止法附則第9条、大気汚染防止法施行令附則第3項、水質汚濁防止法施行令第2条、化学物質の審査及び製造等の規制に</p>

		関する法律施行令第1条の2																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</p> <p>施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る</p>																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>健康被害及び環境保全の防止のため、全てのクリーニング業者に指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機が導入されるよう支援する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機導入台数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p>																								
8 有効性等	① 適用数等	<p>【適用見込み】</p> <p>○テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>429</td> <td>1,939百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>376</td> <td>1,693百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○フッソ系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>27</td> <td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>54</td> <td>789百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(課税対象設置台数)	(課税対象額)	平成23年度	429	1,939百万円	平成24年度	376	1,693百万円		(課税対象設置台数)	(課税対象額)	平成23年度	27	459百万円	平成24年度	54	789百万円		(課税対象設置台数)	(課税対象額)			
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																								
平成23年度	429	1,939百万円																								
平成24年度	376	1,693百万円																								
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																								
平成23年度	27	459百万円																								
平成24年度	54	789百万円																								
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																								

		<p>平成 23 年度                    4 5 6                    2, 3 9 8 百万円</p> <p>平成 24 年度                    4 3 0                    2, 4 8 2 百万円</p> <p>※課税対象設置台数、課税対象額については全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ</p> <p>※課税対象額については、耐用年数 7 年、減価償却率 0.28 として算出</p>
	② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>2 4 年度(推計)      23.2 百万円</p> <p>※全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見過ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別</p>



			措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性（健康被害・環境汚染）の解消に寄与。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書(平成23年7月28日とりまとめ公表)』において、「公害防止用設備の特例措置については、平成23年度税制改正において制度の見直しが行われ、対象設備をテトラクロロエチレン溶剤又はフッ素系溶剤を用いるドライ機とされた経緯があり、対象設備の取得を促すとともに、公害防止の政策効果を実効的に及ぼすため、取得段階(国税)と統合的な軽減措置としていく必要があり、所要の措置を講ずることが望まれる」と指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し (地方税30)(固定資産税:外)
2	要望の内容	ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに新たに見直す。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しにより、使用実態に即した税負担とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、3～5年程度の周期で施設・設備の更新を行う必要があるとともに、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものとなっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。</p> <p>なお、こうした措置を講ずることにより、ホテル・旅館の適正な事業活動が確保され、観光立国の推進にも寄与することとなる。</p>
		<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊 国内における観光旅行消費額 30兆円</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 実績値：2.31泊(平成21年度暫定値)</p>

			国内における観光旅行消費額 実績値：23.6兆円（平成20年度）	
8	有効性等	①: 適用数等	—	
		②: 減収額	—	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:)	—
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:)	—
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:)	—
《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:)	—			
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	実際の使用実態との乖離から生じている固定資産税の負担については、補助金等の他の支援措置にて解消できるものではなく、使用実態に即した形でホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を見直すことは妥当性を有する。	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—	
10	有識者の見解		—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—	



## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充 (国税31)(所得税:外、法人税:義) (地方税33)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	次の設備を対象設備に追加した上で、延長する。 ・器具備品のうち、度量衡器、試験機器及び測定機器
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱の柱であり、雇用を大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。 中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。 新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標 4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</p> <p>施策中目標 5 生活衛生の向上・推進を図る</p>												
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI（DI＝「過剰」－「不足」） ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>												
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成20年度 44, 810社</p> <p>平成21年度 32, 398社</p> <p>平成22年度 40, 497社</p> <p>平成23年度 39, 687社</p> <p>平成24年度 39, 073社</p> <p>平成21年度会社標本調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人となっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況(中小企業庁アンケート調査)を見ても、以下の通り想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>サービス業</th> <th>卸売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17.5</td> </tr> </tbody> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5
業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業										
割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5										

		業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																																																																																
		割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																																																																																
②	減収額	(過去5年間の減収額試算) 平成 18 年度 2,110 億円 平成 19 年度 2,300 億円 平成 20 年度 2,560 億円 平成 21 年度 2,500 億円 平成 22 年度 1,288 億円 (出典:財務省による試算) (将来の推計) 平成 23 年度 1,486 億円 平成 24 年度 1,419 億円																																																																																					
③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18~22 年度) 本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約三万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が 1.65 倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与していることが伺える。																																																																																					
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度~22 年度) 平成 16 年(2004 年)以降、平成 20 年(2008 年)第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成 20 年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控えする傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、未だ目標には達していない状況。																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断 DI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">18年</td> <td>I</td> <td>62.2</td> <td rowspan="4">年間 平均値 66.6</td> <td>32.1</td> <td rowspan="4">年間 平均値 31.3</td> <td>0</td> <td rowspan="4">年間 平均値 0.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>65.4</td> <td>30.6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>67.5</td> <td>31</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>71.3</td> <td>31.3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">19年</td> <td>I</td> <td>75.4</td> <td rowspan="4">年間 平均値 71.8</td> <td>30.7</td> <td rowspan="4">年間 平均値 28.3</td> <td>▲ 1</td> <td rowspan="4">年間 平均値 0.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.6</td> <td>29.8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>69.9</td> <td>27.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>70.3</td> <td>25.4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">20年</td> <td>I</td> <td>71</td> <td rowspan="4">年間 平均値 70.8</td> <td>26.3</td> <td rowspan="4">年間 平均値 25.0</td> <td>2</td> <td rowspan="4">年間 平均値 5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.8</td> <td>24.5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>71.9</td> <td>26.3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>68.4</td> <td>22.9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21年</td> <td>I</td> <td>64.8</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>19.3</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>18</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>62.2</td> <td>18.9</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>						年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI		18年	I	62.2	年間 平均値 66.6	32.1	年間 平均値 31.3	0	年間 平均値 0.5	II	65.4	30.6	1	III	67.5	31	1	IV	71.3	31.3	0	19年	I	75.4	年間 平均値 71.8	30.7	年間 平均値 28.3	▲ 1	年間 平均値 0.5	II	71.6	29.8	0	III	69.9	27.1	2	IV	70.3	25.4	1	20年	I	71	年間 平均値 70.8	26.3	年間 平均値 25.0	2	年間 平均値 5	II	71.8	24.5	4	III	71.9	26.3	5	IV	68.4	22.9	9	21年	I	64.8	年間 平均値	19.3	年間 平均値	18	年間 平均値	II	62.2	18.9	20
年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI																																																																																	
18年	I	62.2	年間 平均値 66.6	32.1	年間 平均値 31.3	0	年間 平均値 0.5																																																																																
	II	65.4		30.6		1																																																																																	
	III	67.5		31		1																																																																																	
	IV	71.3		31.3		0																																																																																	
19年	I	75.4	年間 平均値 71.8	30.7	年間 平均値 28.3	▲ 1	年間 平均値 0.5																																																																																
	II	71.6		29.8		0																																																																																	
	III	69.9		27.1		2																																																																																	
	IV	70.3		25.4		1																																																																																	
20年	I	71	年間 平均値 70.8	26.3	年間 平均値 25.0	2	年間 平均値 5																																																																																
	II	71.8		24.5		4																																																																																	
	III	71.9		26.3		5																																																																																	
	IV	68.4		22.9		9																																																																																	
21年	I	64.8	年間 平均値	19.3	年間 平均値	18	年間 平均値																																																																																
	II	62.2		18.9		20																																																																																	

	III	55.8	58.8	19.3	19.6	19	18.5
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間 平均値	21.6	年間 平均値	13	年間 平均値
	II	51.1		22.4		12	
	III	55.1	53.1	24.9	23.5	9	
	IV	55.2		25.2		8	10.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～25 年度)

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行つて試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.65 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18～22 年度)

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.65 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注 1)。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 2,385 億円となり(注 2)、これによる GDP 押し上げ効果は 2,766 億円、各産業への生産誘発効果は 5,188 億円、雇用誘発効果は 36,931 人と試算される(注 3)。

(※上記の試算は、平成 22 年度に中小企業庁から三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)への委託事業の一環として実施したものである。)

(注 1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行つて試算したもの。

(注 2) 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。



		(注3) GDP押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中であつても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長 (国税32)(登録免許税：外)																																																																
2	要望の内容	<p>&lt;制度概要&gt;</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>産活法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>1.2%</td> <td>0.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;要望の内容&gt;</p> <p>産活法に基づく登録免許税の特例措置を平成26年3月31日まで(2年間)延長する。</p>	租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率																																																														
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																														
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																														
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																													
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																													
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																														
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																													
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																													
	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%																																																													
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																													
3	担当部局	健康局生活衛生課																																																																
4	評価実施時期	平成23年9月																																																																
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設 平成12年度 税率の引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長 平成18年度 2年間延長 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長、拡充 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減																																																																
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)																																																																

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)</p> <p>(目的)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>						
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<table border="0"> <tr> <td>基本目標Ⅳ</td> <td>地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</td> </tr> <tr> <td>施策大目標 4</td> <td>衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</td> </tr> <tr> <td>施策中目標 5</td> <td>生活衛生の向上・推進を図る</td> </tr> </table>	基本目標Ⅳ	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する	施策大目標 4	衛生的で安心・快適な生活環境を確保する	施策中目標 5	生活衛生の向上・推進を図る
		基本目標Ⅳ	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する						
施策大目標 4	衛生的で安心・快適な生活環境を確保する								
施策中目標 5	生活衛生の向上・推進を図る								
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目標 (ROE、ROA:平成 22 年度値+2%)を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実現することを目指す。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ROE<math>\geq</math>2%ポイント(経営資源再活用計画では ROA)</li> <li>➢ 有形固定資産回転率<math>\geq</math>5%</li> <li>➢ 従業員一人当たり付加価値額<math>\geq</math>6%</li> </ul> <p>【経営資源融合計画】</p>								

- 修正 ROA ≥ 3%ポイント
- 有形固定資産回転率 ≥ 10%
- 従業員一人当たり付加価値額 ≥ 12%

【資源生産性革新計画】

- エネルギー生産性: +4% (平成 23 年度以降に開始する計画は+6%)  
炭素生産性: +5% (平成 23 年度以降に開始する計画は+7%)

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。

8 有効性等

① 適用数等

【本措置を利用した計画の認定件数】

(単位: 件)

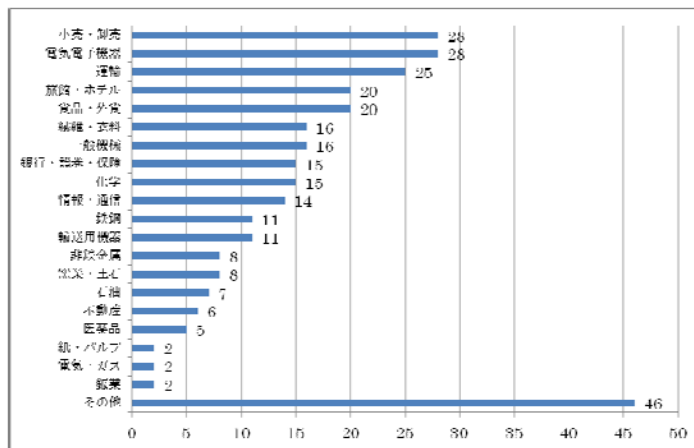
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
件数	72	67	57	26	21	18	24	20

※上記のうち中小企業を含む計画: 101 件

【将来推計】

	23 年度	24 年度	25 年度
件数	32	30	30

【本措置を利用した企業が営む業種】



【適用件数】

(単位: 件)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件数	912	458	994	604

出所: 法務省「登記統計」

※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映している。

② 減収額

【減収額】

(単位:百万円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300

※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増加する見込み。

出所:産活法に基づく提出資料

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成26年3月)

産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。

第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業のROE、ROAの一層の向上を図り、政策目的の実現を図っていく。

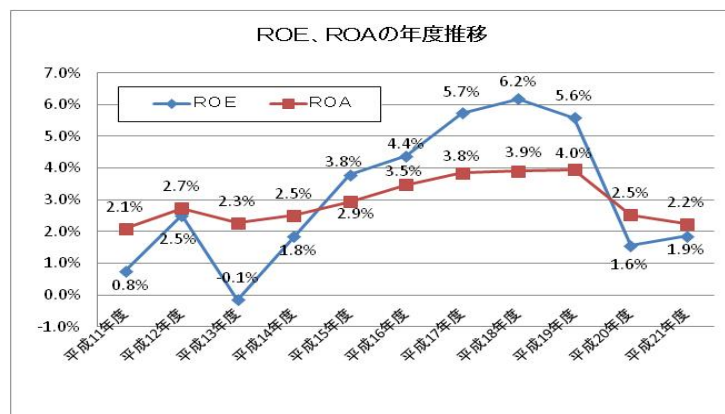
(法人企業統計調査(財務省))

①総資産経常利益率(ROA)の実績

【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成21年度:2.2%

②自己資本当期純利益率(ROE)の実績

【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成21年度:1.9%



		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>平成23年8月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p> <p>第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編に取り組む企業に対して本措置を適用することで、本措置適用企業の更なる生産性の向上を後押しする。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、8割以上が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。本措置は、合併や会社分割等の組織再編に取り組む際のコストを軽減し、我が国企業の再編を促進・円滑化するために必要不可欠なものであり、本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も本措置活用により、企業の生産性向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p> <p>なお、平成23年の産活法改正に伴い、事業再構築計画の支援対象から「資本の相当程度の増加(単純増資)」が除かれており、本措置の適用対象の見直し(縮減)を行ったところ。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例										
2	租税特別措置等の内容	<p>医業若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であつて、その金額が 5,000 万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 4,000 万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除率	2,500 万円以下の部分	72%	2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%	3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%	4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%
収入金額	控除率											
2,500 万円以下の部分	72%											
2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%											
3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%											
4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%											
3	担当部局	厚生労働省 医政局 総務課 歯科保健課										
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 29 年創設          昭和 54 年見直し          (一律 72%としてした控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し)          昭和 63 年見直し          (5,000 万円を超える医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)</p>										
6	適用期間	期限なし										
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》          医療法</p>										
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する          施策大目標 1 医療サービスを安定的に供給する          施策中目標 1 安定的な医療提供体制を構築する</p>										
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          本特例措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          小規模医療機関の事務処理の負担が軽減された結果、経営の安定化がはか</p>										



			られるとともに、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むので、医業に専念できる。
8	有効性等	① 適用数等	27,696 件 「平成 21 年財務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)から推計
		② 減収額	245 億円 租税特別措置法の規定による増減収額試算 (平成 23 年 7 月参議院・予算委員会資料)より
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%)となっており、当該措置が適用され得る医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。 ※日本医師会調査に基づく
			歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は全会員の 78%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成 17 年 42.6%)となっており、当該措置が適用され得る医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。 ※日本歯科医師会調査に基づく
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成 20 年では 48.2%であったものが平成 22 年では 56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成 20 年の 85.2%から平成 22 年では 92.0%となり、高い水準で増加傾向にある。 ※日本医師会調査に基づく	
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年) 特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	当該措置の適用によって事務の負担が軽減された医療機関の割合は50%を超えていることから、当該措置が小規模医療機関に対し医業に専念できる環境に寄与していることがわかる。国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるためには、当該措置の存続が必要。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—